この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \																			[1 /	2]
令和 年 月 日				j + D	ŀ	(〒 7	34 -	- 00	11)												
		住 所 (法 / 本	しの	場合		⊗ (法人 広島ī					-17-8	01									
	由	主た	る事														_				
	甲			i i ナ)								(電	活番	号	082	_	- 2	54	_	433	5)
						(〒 7 広島ī	-			2-13-	-17-8	:01									
		納	税		地	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	191132	_, ,	47-371	0	•										
	請	(7	リカ	i ナ)		ヨシオカ	ユウキ					(電話	活番	号	082		_ 2	54	_	433	5)
				,		⊗															
		氏 名	又信	ま名	称	吉岡	勇語	喜													
	者	(7	リガ	i ナ)																	
		(法 / 代 表	-		- 1 I																
 広島南 税務署長殿		11\ 2<	- 白		名																
		法	人	番	号																
この申請書に記載した次公表されます。		事項(❷	印欄)) は、	適材	各請求	書発 行	亍事業	者登	録簿に	こ登載	えされ	いると	<u></u> と	もに		国税.	庁ホ	ーム	~-	-ジで
1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団	等る									斤の所	在地										
なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用										と表と	れる	文字	とが	異力	なる:	場合	がぁ	りりき	ます 。		
下記のとおり、適格 (平成28年法律第15号																					
※ 当該申請書は、 より令和5年9月								: (平	成 28	年法	律第	15 5	물)	附具	則第	44 §	条第	1 J	頁の!	規定	きに
令和5年3月31日(特									場合り	は令雨	115年	F 6	月 30	月)) ま	でし	にこ	の申	請	書を	提出
した場合は、原則として	. 分 .					k され ` 時点に:			当する	る事業	者のほ	ズ分り	- 広门	*	ロに	νEI]を付	- -	くだ	`さい	١.
事 業 者 区	分		, KI7 [<u></u>			 業者		2 7 712					 事						
	,,					認」欄を 載して。													ま、 ど	葉	「免税
←	間の	于人口	1 4> letter lie	LIMI C	Э да-		, ,, ,	• (1100	100 110 4	× × 1×	. 4 6	<u></u> ⊢ pp.	. pu. 1	, , , , ,	- ' 0	, , ,				
判定により課税事業者となる 合は令和5年6月30日)ま	る場 でに																				
この申請書を提出することがなかったことにつき困難な!がある場合は、その困難な!	事情																				
N W W W I I I I I I I I I I I I I I I I	2. 113	税理量	-:+ 1	E 公	21112	Δ≐1															
税 理 士 署	名			長谷	11117	云訂															
	ı											1	活番		082		- 2		_	586	8)
※ 整理 税 番号		部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F	通	1	信	<u>目</u> 年		<u>付</u> 月	<u>即</u> 日	惟		
務					_		' T -				確認	/EE	(来旦	. 2	10 /10	i /cn -h	1.	運転	免許証		
処 八 刀 処 垤	年	月	日	番号 確認				身元 潅認	□ ¾		書類		で り他 (<u> カー</u>	下/ 进	17117		(重報4))		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3又1	は名系	尔	吉岡	勇	喜					
	Ē	该当`	する!	事業	者の	区分	分に	応じ	, \Box	にレ	印を付	寸し訂	己載し	てく	ださ	ر با د							
免税		(平	成28	3年》	去律	第1	5号)	計則 第	第44	条第	4項(の規定	を受け 定の通 適用を	面用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
		個			番		号					ı											_
事		7129			(田)		77													_			
業		事業		年月) ヌ												法人のみ	事	業	年 度	自 —— 至			日日日
者		内容		<i>) メ</i> 月日							年	,	目	日		記載			金			1	円
l o		谷 等	車	茶	<u>.</u>	<u> </u>																	
確認	# は												月31日										
h,r,		ムノ	C 9	の 事	****	3											令	和	年	Ē	月		日
登録要件		K 3		請書	を提									ってもハ」を:					\checkmark	はい		ひいひい	え
(n)	ì										せられ てくた			tあり:	ませ	ん。			\checkmark	はい		いい	え
確認	-	そのいま		を終	わり	, Σ	又は幸	執行を	を受け	けるこ	ことが	なくた	こった	.日から	o 2 ⁴	下を経	圣過)	して		はい		ひいしい	え
参																							
考																							
事																							
項																							